

## 公文書開示決定通知書

第201900345292号

様

令和2年3月28日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

令和2年4月9日

鳥取県総務部長 亀井 一賀



公文書の件名	1 新旧対照表方式に関して、導入直後に採用されていた（現在も新潟県で用いられている）方式について定めた文書関係 （1）鳥取県公報（平成12年6月23日付号外第64号） （2）一部改正の文例について（通知）（平成12年6月23日付総第349号総務課長通知） 2 新旧対照表方式に関して、現在採用されている方式について定めた文書又は同方式への変更について決定した文書その他新旧対照表方式による条例等の改正に関して定め、検討し、調査し、その他言及する文書関係 （1）鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号） （2）一部改正の文例の改正について（通知）（平成23年12月8日付第201100140131号） （3）一部改正の文例の改正について（通知）（平成24年6月5日付第201200042185号）
開示の日時	CD-Rに複写したものの交付
開示の場所	同上
開示の方法	写しの交付（郵送による）
担当課	政策法務課（電話0857-26-7628）
備考	